

平成26年2月28日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

総務委員会

委員長 星吉寛

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 2月28日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託〔基本計画〕(案)について質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、第二次魚沼市総合計画(仮称)策定方針(案)について執行部より説明を受け質疑を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第 1 号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願
- (2) 議案第 17 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 18 号 魚沼市特別会計条例の一部改正について
- (4) 議案第 19 号 魚沼市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について
- (5) 議案第 20 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- (6) 議案第 21 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (7) 議案第 22 号 魚沼市総合計画審議会条例の一部改正について

2 調査事件

- (8) 所管事務調査について
 - ・魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託〔基本計画〕(案)について
- (9) 閉会中の所管事務等の調査について
- (10) その他
 - ・第二次魚沼市総合計画(仮称)策定方針(案)について

3 日 時 平成 26 年 2 月 28 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 岩井富士夫、大平栄治、高野甲子雄、星吉寛、下村浩延、大屋角政、星野武男、(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 大平恭児

8 説明員 大平市長、佐藤消防長、小幡総務課長、酒井企画政策課長、渡邊財政課長、星市民課長、青山北部振興事務所長、星農林課長

9 書 記 小幡議会事務局長、富永副参事

10 経 過

開 会 (10 : 00)

星委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審査します。

(1) 議案第1号 「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願

星委員長 日程第1、請願第1号、「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願を議題とします。紹介議員であります大平恭児議員に説明を求めます。

大平議員 この特定秘密の保護に関する法律は、昨年、魚沼市議会でも議員発議で議決をされましたけれど、一般の民主団体の方から、請願がありました。昨年の12月に国会で特定秘密の保護に関する法律を強行的に採決されて、私も賛成討論で述べましたけれど、マスコミや多くの国民の方、非常に不安に思い、なぜ審議を尽くさないのかと、こういう話をあちこちで今も多くの方が、疑問に思い、不安に思い、それぞれ運動されている方も大勢いらっしゃいます。マスコミ等でたびたび取り上げられていることは皆さんご存知のとおりだと思いますが、この特定秘密の保護に関する法律、国際的に見ても異常な法律となっておりまして、特に懲罰、これに関する規定もはっきり述べられていまして、これから一般の国民の方にもそれを課するという条項をはっきりと述べられております。これは本当に国民の知る権利、あるいは表現の自由等を含めまして、人権が脅かされる法律となっているために、皆さん多くの方が反対されて今も同じような形で活動されています。そういう意味で魚沼市議会においても、やはり国会に向けて国民の生活、あるいは国民の知る権利や何が秘密かわからないまま忘れられる恐れも残っております。そういう意味で、もっと慎重審議を尽くせ、あるいは、そもそも何でこの法律を通すのか、そういう意味も含めまして、私はこの請願者の要請を受けまして紹介議員となりました。魚沼市民に対しても同様のことが懸念されるわけで、その辺についても十分熟慮の上、ご審議の上、判断の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

星委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。大平議員の退席を求めます。(紹介議員退席) 続いて、この件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、ご異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますのでこれから討論を行います。まず原案に反対の発言を許します。(発言者なし) 次に原案に賛成の発言を許します。

大屋委員 私は請願の内容に賛同し、紹介議員が今、説明した内容を賛同するものであります。ご承知のように現在では、情報公開が当たり前の時代になってきております。そうした中で、なぜ秘密保護を罰則つきでやらなければならないのか理解に苦しむところであり、先ほど説明がありましたが、国際的なガイドライン、こういったものにも逆行するというようなことが懸念されます。国会内でも、あるいはマスコミ、弁護士、労働界、市民団体が、多くの方たちが懸念をしているところであり、私は秘密保護法の後、今、

安倍政権が集団的自衛権を容認する、こういうような議論まで始めておりますし、軍事費も5年間で25兆円と増やしております。非常に危ない方向に行っていると思います。そういう点でもこの法律については廃止すべきだと考え、この請願に賛成するものであります。以上です。

星委員長 反対討論はありませんか。

下村委員 確かに強行なんでちょっと不安なところもありますが、これから十分審議を尽くして第三者機関も設けるような話もあります。とにかく日本は外国からの機密情報が日本から漏れてしまう、非常に日本はそういう面では他国から不安視されているところがあるんで、私は必要と思います。国家の秘密、国家を揺るがすような秘密も漏れる可能性もあるような気がしますので、国会でもこれから十分審議を尽くすと言っているわけですので、廃止ということには反対をします。

星委員長 次に原案に賛成の発言を許します。

高野委員 それではこの請願について賛成ということで答弁をさせていただきます。まずこの間、国家安全保障会議設置法、特定秘密の保護に関する法律が出てきているわけですが、今、大屋議員が言いましたように、その後、集団的自衛権の行使の問題で大きく問題になっているように、非常にどンドンと戦後というよりも新たな戦前と言われるように、非常に戦争に対する危険が出てきている状況になっているというふうに思います。さらに安倍首相に関して言えば、靖国神社参拝ということもありまして、この辺については日本の歴史から見て、中国からすれば非常に問題になるだろうというふうに思います。今、尖閣諸島の関係も問題になっていますけれど、この問題一つ見ましても、この尖閣諸島の関係につきましては、田中角栄、当時の総理が日中国交回復を実現をしました。この時にいわゆるこの尖閣諸島の棚上げをしまして、中国側は日中戦争の多大な戦時賠償を中国側が放棄をしたということで日中の平和的な国交が回復したといういきさつがあります。中国側からすれば今の日本の国の動きについては、非常に懸念をされる、当然だというふうに思います。そういう中で、国民の知る権利を、どンドン狭めていく、懲罰も含めて、やっていくことは非常に国民にとってすれば、新たな戦前ということで、懸念をされます。さっきも言いましたように、確かに日本は軍事戦略的な位置にありますから、スパイ天国と言われる位置にあります。それは十分承知していますが、だからといって、そういう国民の知る権利なりを押さえたからといって、それが弱まるとは限りませんので、これはあくまでスパイを国際的な部分でのスパイ活動防止というよりは、そういう国民の知る権利を軽視とか懲罰ということになっていますので、これについてはしっかり廃止ということをしていかなければというふうに思います。

星委員長 ほかに討論はありませんか。(なし) これで討論を終結します。これから請願第1号「特定秘密の保護に関する法律」の廃止を求める意見書提出に関する請願を採決いたします。異議がありますので、挙手によって採決します。本件は、採択することに賛成の方は、挙手願います。(賛成者挙手) 可否同数であります。よって、請願第1号は、委員長の裁決により不採択とすべきものといたします。

(2) 議案第 17 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

星委員長 日程第 2、議案第 17 号、魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡総務課長 ありません。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

下村委員 地域おこし協力隊員のことについてですが、面接で十分なやる気があるかはわかるんですけど、そういうのは受け入れ体制ができていないと、ただ来てもらった、何をやりましょうと、それだけでは過疎集落とか、そういうところがまわっていかないと思いますので、その体制づくりをどのようにするか、それと事務局というか、そういうのを県から派遣してもらうという市町村もあるわけです。魚沼市に対応してもらったときに集落の情勢、本当に活動できるのかと、そういった体制をつくれるのかどうか伺います。

青山北部振興事務所長 それではただいまのご質疑に対してですが、いわゆる受け入れの関係につきましては、昨日の本会議でもご説明申し上げましたけれど、昨年 11 月末からの嘱託員会議で皆さん方に周知をさせていただいて、その中で当時 8 集落が受け入れの希望を表明されました。それに伴って進めてきました。その後、2 集落が辞退しておりますので、現在は 6 集落が受け入れ準備を整えているということでありまして。その中で受け入れの側の集落の方としましても、区長さんをはじめ、いわゆる世話人は誰かにやっていただけるのかということで、やはり初めて市に来るわけですので、その集落ではその世話人をやってくれる方々を専任していただきます。行政側の方としましても、北部地区にこれからはどこの集落に入るかというのは、今後 2 日以降に決まってくると思いますが、それに伴って、北部振興事務所がやる部分、あと企画政策課が受け持つ部分というのが分かれてくる部分もあろうかと思いますが、この辺は北部とか企画のみならず、全庁が一体となって、その部分に関わって連携を持ちながらやっていくという形になろうかと思いますが。ちなみに県からの事務局的な形の受け入れは今のところ考えておりません。

下村委員 面接をされて今のところ希望者は 5 人でしたか。年齢は大体何歳くらいですか。

青山北部振興事務所長 20 代後半から、50 代前半までの方がいらっしゃいます。

下村委員 今現在 978 人の協力隊員がいるそうです。今までこの年代、大体 20 代、30 代が 80%、そのうち終了した隊員の 6 割が残っているという。これは 5 年前から始まっていることですが、そのためには最初言ったように本当にその地域が一体となって、多分優秀な人が来ると思うんですけど、その人たちと一緒にやっていける体制をつくった方がいいと思うのですが、そうでなければ、来てくれた協力隊の方が一人でやってもとでも進んでいかないと思います。過疎の持続性の確立と目的性をきちんとしていないと失敗する。本当に今、過疎は前の大量生産でなくて多様性、多業性という、いろいろ畑をつくったり、山に入ったり、米をつくる、そういう形を多分望み、集落を維持したいという形の考え方だと思うので、その辺の対策を十分に、地域住民を一体化するような体制づくりをお願いしたいと思います。

青山北部振興事務所長 おっしゃるとおりであると思います。ただ単に受け入れ側も手を上

げるのではなくて、希望する活動内容を私どもも確認をしているところです。その地域の思いと会員の思いが重なるという形のところが、重要なところだと思っておりますので、2日の面接の前に今回は、短い時間ではありますが、受け入れ側の人たちと一緒に昼食を取りながら、またその後、一緒に意見交換を交わすという時間帯をとった中で、その後面接を行なうという形をとっています。そのような形で、いわゆる継続性を持ちながら地域と隊員のマッチングを考えてみたいと思っています。

星委員長 他に質疑はありますか。

星野委員 鳥獣被害対策実施隊員について伺いたいと思います。きのうの中では猟友会の中から20名くらいをとということでしたけれども、現在、猟友会につきましても高齢化と共に、非常に会員数が減少しているというふうな話を伺っているわけですが、現在、猟友会自体はどのくらいの人数がいますか。

星農林課長 猟友会のメンバーは、各地区によって人数が異なりますが、現在73名ということで報告を受けています。

星野委員 次に鳥獣被害、最近、魚沼市におきましてもサルだとかイノシシだとか、かつてなかったような鳥獣被害等が発生しているようでございます。そしてまたカワウにより、非常に鮎がいなくなったというようなことでございますけれども、今回の対策実施隊の中では主にどのような鳥獣を想定しているのか伺います。

星農林課長 今回、初めて国の法律改正に伴いまして、魚沼市においても鳥獣被害対策実施隊を置くという形になっております。鳥獣被害対策実施隊におきましては、20名という枠の中で班分けをしております。ひとつには調査捕獲をする班、それから鳥獣等の捕獲を専門にやる班、それと鳥の類を捕獲する班、あとそれを防除する班ということで4つに分けております。それで各々ごとに対象鳥獣を分けておきまして、調査等については主体的にはニホンザルということでありまして、捕獲につきましてもツキノワグマ、イノシシと、それから鳥類の関係については、カワウ、アオサギ、カラス、それから被害の防除という形につきましても、ニホンカモシカ、タヌキ、野ウサギ、ハクビシン、というようなことで、今、被害が報告されておる鳥獣類については全て対象としているということです。

星野委員 とりあえず26年度におきましては、一斉駆除等につきましても年間何回くらいと考えていますか。

星農林課長 従来まで行っておりました、予防的な措置であるとか、例えば、熊の事前調査といいますが、そちらの方の活動は従来どおり行います。それは猟友会の方をお願いして行うわけですが、そちらの中で時期的に、カラスについては地区によって時期が異なる場合もあるので、何回というのがはっきりとは決まてないんですが、従来行っていた熊の予察調査であるとかカラス駆除については従来どおり行くと、今ほどの実施隊の方で行うものについての回数なんですけど、これも被害の実態等を受けて行うんですけど、少なくともニホンザル等の調査につきましても、テレメトリー調査ということでやるんですが、そちらは板木、干溝地区を中心にまず、今年やるということでありまして、ツキノワグマ、イノシシにつきましても、昨年、一昨年出たということで、全域において春先に一回調査しております。そちらも今年の春の状況によっては調査をかけなければならないと思っております。それから鳥類につきましても、カワウの被害が最近とみに多くなってきている

ということなんで、こちらはなかなか調査ということ自体が難しいんですが、少なくとも班を設けましたので、こちらについても調査を行うということでやっております。それからニホンカモシカについては昨年試験的ですけど、電気を通す柵を設けまして試験を行いました。これについても今年、継続して行うということですので、今申しましたとおり最低4回の調査は行うということで計画しております。

星委員長　ほかにありませんか。

高野委員　地域おこし協力隊員の関係ですけれども、いまいちイメージがわからないので、聞きたいのですが、まさにこれは地域おこしですので、失敗が許されないというふうに思うのです。その中でかなり、その辺はシビアにやらないと、一度失敗すると、これについては逆にいうと悪影響というか悪い印象を与えてしまって、大変なことになるのではというふうに思いますので、この辺はいわゆる地域に根ざしてというか、例えばその集落に希望があれば、その集落に住み込もうという形で考えておられますか。

青山北部振興事務所長　これは総務省の事業であります、隊員はその集落に住居を構えなければならないということが、約束事になっていきますので、この集落に入るということになれば、そこに必ず住居を構えるということになります。

高野委員　そうすると、その集落の方と、例えば同じ田んぼ、畑、山を含めて共同作業になるのか、その集落の皆さんとの話し合いになるんでしょうけど、そういう一員として、生活をしながら地域おこしをするというイメージでよろしいんでしょうか。一番私が心配するのは雪のあるときに、どうするかっていうのが心配といえば、心配ですので、確認させていただくのですが、そういうことでいっしょに集落の中に入って3年間は研修期間というイメージでよろしいんでしょうか。

青山北部振興事務所長　集落の一員になるわけですので、そこでその集落で行われる共同作業、いわゆる堰普請とか道普請とかそういうのも含めて、当然参加していただくという形になります。そういうのを一緒にその地域の住人になりながら、地域おこしをやっていたということなんですが、今ひとつの例でいえば、農業の販売ルート、やはりこちらの人々は、マーケティングの部分が苦手でありますので、そういう部分を、今度逆に国内だけではなく、海外にも目を向けてそういう販売ルートの発信をしていくとか、開拓をしていくとか、それらの部分に地域外の人たちの新しいノウハウを入れていくとかというのが、一つの例になるかと思いますが、そのようなイメージで考えていただければと思います。

高野委員　私は大変期待をしておりますので、ぜひ行政もしっかり目標、目的をもって、来てくれる人に対しても、励ましつつという形にならざるを得ないと思いますので、ぜひその辺失敗のないように十分行政の方も力を入れてやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

青山北部振興事務所長　そのように考えておりますので関係部署と連携して進めていきたいと思っております。

星委員長　ほかに質疑ありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第17号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし)

異議なしと認めます。よって、議案第 17 号、魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。ここで星農林課長、佐藤消防長、青山北部振興事務所長が退席します。(星農林課長、佐藤消防長、青山北部振興事務所長退席)

(3) 議案第 18 号 魚沼市特別会計条例の一部改正について

星委員長 日程第 3、議案第 18 号、魚沼市特別会計条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

渡邊財政課長 ありません。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 18 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 18 号、魚沼市特別会計条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 19 号 魚沼市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について

星委員長 日程第 4、議案第 19 号、魚沼市ケーブルテレビ施設条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡総務課長 ありません。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

大屋委員 インターネットサービスがケーブルテレビ事業からなくなるわけですが、堀之内地区の稲倉の方も光ケーブルは全部入っていますか。

小幡総務課長 はい、全部カバーできているというふうに聞いております。

大屋委員 そうするとケーブルテレビで利用している人は大体全部そっちの方に移行できるという状態ということで、理解してよろしいでしょうか。

小幡総務課長 はい、そのとおりでございます。

星委員長 ほかに質疑ありませんか。

高野委員 それで利用者が激減ということですが、現在利用している方は何人くらい残っていますか。

小幡総務課長 今年度の年度初めは 200 件ありましたが、2 月 24 日付けで約 60 件に減っております。

高野委員 その方たちは積極的に利用しているような感じで残られているのでしょうか。

小幡総務課長 利用形態はわかりませんが、説明会をやって 3 月末までに切りかえをお願いしているところでございます。

高野委員 ということは、特に残してくれとかいうか、廃止になるので不満だというような声は聞かれないということで理解してよろしいでしょうか。

小幡総務課長 説明会のときにも若干はそういう声もありましたが、概ね理解をいただいたものだというふうに判断しております。

星野委員 今ほどの続きになります。3月末現在で引き続き残るといような可能性がある方はおられますか。

小幡総務課長 今のところ聞いておりませんし、実質3月末で廃止をさせていただきますので、後は工事の都合で若干4月にずれ込む方もいるかもしれませんが、その方については対応はしたいと思っております。

星野委員 ということは4月末くらいには全部完了したいということでしょうか。

小幡総務課長 原則的には3月末で終わりにしたいなというふうに思っておりますけれど、後は個々の事情によりますので、そこは柔軟に対応したいというふうに思います。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第19号、魚沼市ケーブルテレビ施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第20号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

星委員長 日程第5、議案第20号、魚沼市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

小幡総務課長 ありません。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第20号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第20号、魚沼市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第21号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

星委員長 日程第6、議案第21号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

渡邊財政課長 ありません。

星委員長 これから質疑を行います。

大屋委員 本会議でも質疑がありましたけれど、国が当然そういう使用料とかに転嫁するよ
うということで総務省が、指導しているわけでありますが、仮に転嫁しなかった場合に
何かペナルティーとかあるいは交付税を減らすとか、そういったものはあるんですか。

渡邊財政課長 直接的なペナルティーという部分は現段階では見込みはないと思います。た
だ、総務省あるいは国税庁等の中で具体的には使い道の明確化が要請されています。具体
的には増税分3%分の、例えば今回の予算の付属資料等にも付けてありますが、福祉部門
等に特化した形で使ってください、それを明確化して公表しておきなさい、というのが求
められています。従いまして今回の見直しは、計算上3%ですので、利用料、使用料の全
般的な見直しを行いました。次の段階の具体的には5%上がる消費税率10%になる段階で、
いろんな部分で調整して参りたいと考えています。冒頭で申し上げましたように現段階で
ペナルティー的な部分は私どもは聞いておりません。

星野委員 魚沼市の温泉施設の関係でございますが、日帰り温泉入浴につきましては600円、
700円と前回、旧もそうですが、あるわけなんです、その辺は同じ温泉施設で指定管理
ということだと思うんですが、これにつきましては市の方の指導でこうなっているのか、
あるいは、当該施設の申し入れでなっているのか、その辺はいかがでしょうか。

渡邊財政課長 私の知り得ている部分での答弁とさせていただきたいのですが、具体的には
合併前の旧堀之内を除く5つの町村において、温泉施設は直営施設、3セク施設とあった
わけですが、その段階での料金指定等がありまして、当然入湯税についてはほぼ揃ってい
たと思うのですが、使用料的な部分については、それぞれ独自のものがあつたと思いま
す。従って、その条例を引き継ぎながら、合併協議の中で調整されたものと認識していま
す。

星野委員 そうしますと、入湯税はこの中に含まれているのですか、含まれていないのです
か。

渡邊財政課長 一般的には含まれているというふうな解釈をしております。

星委員長 ほかに質疑ありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結しま
す。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、
これから討論を行います。まず、原案に反対の発言を許します。

大屋委員 今回の条例の制定につきましては、4月1日から消費税が上がるということで整
備をするわけですが、実質的には、利用者の負担増となってしまいます。そのほか、いろ
いろなものが上がるということになりますので、せめて、自治体の施設で利用する使用料
金については上げない、それを転嫁しないということもできたはずであります。先ほど聞
いたようにペナルティーはないと。ただし、それが、国の方では、上げた分を福祉分野に
明確に回せという措置をとられているようではありますが、やはり、そういった形のもの
を福祉分野にやるのは、私はいかかなものかなというふうにかえまして、今回の条例制定
につきましては反対するものであります。

星委員長 次に原案に賛成の発言を許します。(なし) これで討論を終結します。これから
議案第21号を採決します。異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案
のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。(賛成者挙手) 賛成多数でありま
す。よって、議案第21号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関
する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第 22 号 魚沼市総合計画審議会条例の一部改正について

星委員長 日程第 7、議案第 22 号、魚沼市総合計画審議会条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

酒井企画政策課長 ありません。

星委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 22 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 22 号、魚沼市総合計画審議会条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 所管事務調査について

・魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託〔基本計画〕(案) について

星委員長 日程第 8、所管事務調査についてを議題とします。魚沼市小出郷文化会館管理業務民間委託〔基本計画〕(案) についてを議題とします。本件については、昨年 12 月 11 日の委員会で説明を受け、その際には説明を受けたばかりであり、引き続き調査をしていくこととしていた件でありますので、あらためて本日、所管事務調査といたしました。本件について、質疑はありませんか。

大屋委員 これから市民説明会等があり、そして、民間委託するかどうかの最終決定をする、計画では、する方向なんですけれども、今までの文化とか文化事業だとかそういったものが民間委託にした場合に担保されるのかどうか、そこら辺についてはどう考えていますか。

星市民課長 今回、管理業務の民間委託に関しましては、市民と行政の協働検討会議を設けまして、基本計画を練ってまいりました。基本計画の中に大屋委員が懸念されております民間委託をした場合に文化事業が担保されるかという部分を十分にうたい込んで、また、市民の皆様のご意見を伺いながら策定をしてまいりました。なお、この基本計画を受けまして今後、市民行政協働検討会議におきまして、民間委託の場合の実施計画を策定いたします。その実施計画の中にさらに文化を担保する部分をうたっていければというふうに考えています。

星野委員 小出郷文化会館につきましては、皆様方も認めているとおりだと思いますし、また、過去 18 年間の大きな実績があるわけですが、魚沼市もだんだん人口が減少していくというようなことと、それから合併 10 年ということで、財政規模も縮小していかなければならないというような中で、本当に文化会館の果たす役割は全国的にもとどろいているわけですし、また、芸術や文化にお金は問題ないと言うような方もいるわけですが、魚沼市の財政を考えた中では、やはり今後、民間委託等について推進していかないとなかなか魚沼市自体が大変な状況になってくるのではないかと思いますので、今後ともそのような形で、市民の意見を聴く会も近々開催されるようですので、それらを踏まえた中で、今後どのようなスケジュールで行っていくのか伺います。

星市民課長　　ただいまお話しがありました市民意見交換会についてですが、まず3月5日、広神コミュニティセンター、3月11日、堀之内公民館、3月18日、小出ボランティアセンター、いずれも夜7時からですが、こちらで本基本計画案についてご説明申し上げ、市民の皆様からご意見を伺ってまいります。ご意見を伺った中で基本計画案を成案に持っていきたいというふうに考えております。それから実施計画案につきましては、現在、市民行政協働検討会議の中にたたき台でございまして、骨子の部分をお示ししております。これから26年度実施計画の内容を詰めていくという予定でおります。行政改革の計画の中では、27年4月、指定管理移行ということでうたわれておりますけれども、今後、指定管理を受けていただく財団法人、これは市民が主体となってというふうに考えておりますので、そちらの財団法人の設立の動きによりましては、時期的に少し遅れる可能性もあるかなというふうに考えております。

大屋委員　　そういうふうに管理業務の委託をされた場合に、今の館長はどういう扱いになりますか。

星市民課長　　管理業務の委託でございまして、今回、基本計画にうたってございまして、文化会館を建物として管理することにつきましては、貸館事業が主な事業になります。ただ、貸館事業を行う際に、利用する方の安全を確保するということが一番になってまいります。従いまして会館のスタッフにつきましては、それを念頭においたスタッフを配置しなければいけないものと考えております。また、今現在、文化会館で自主事業として行われております魚沼文化自由大楽の事業につきましては、これから魚沼文化自由大楽の機関決定を受けて指定管理の中に盛り込めるかどうか、検討していきたいと思っております。自主事業をもし文化会館の指定管理を受けた財団が行うことになると、それなりの知識、技術を持った方を配置しなければいけないという形になるかと思っております。いずれにしても新しい財団という形になった中では、その財団の役員構成等は財団の考えによるものと考えています。

大屋委員　　業務委託になった場合は、委託業者、財団法人の長が館長という形になるんですか。

星市民課長　　新しくできる財団の役員構成の中で館長という名称を使うのか、あるいは理事長という名称を使うのか、その辺につきましては財団の考えによると思います。いずれにいたしましても、館を管理するという部分では責任者が必要だと思います。

高野委員　　結論から言いますと、指定管理については反対したいと思っております。会館の運営環境については、基本的には目的から目標が変わっているということで、例えば子供芸能祭ができるようになりましたけれども、これはやはり子供の教育なり、地域の文化の継承というのが目的で会館を使うということになってきますけれども、これらについては今度、目指すという形になってきますので、文化会館の位置付けというのが大きく変わってくるというふうに思っております。そういうことからすると、やはり文化の継承という部分で行政が責任を持ってやると、文化会館の企画運営に関しては非常に高く評価されていきますので、そういうことからすれば文化の拠点として行政が責任を持ってやっていくことだろうと思っておりますけれども、その辺は損得ではない部分だと考えます。その辺は検討されたんでしょうか。

星市民課長　今回の基本計画の中に文化会館設立からの基本理念を重要視し、それぞれ委託をしていくということがうたわれておりますし、今、検討中の実施計画の中に、例えば子供芸能祭、それから会館のコンセプトであります子供たちの感性の部分等々をうたい込んだ実施計画を立て、指定管理をする仕様書の中にうたい込んでいくように考えています。従いまして、指定管理を受けた団体が今までの会館の基本理念、それから魚沼市文化ビジョン21、文化振興の基本計画でございますけれど、そういったものをないがしろにするとは考えておりません。

高野委員　私が一番心配するのは、11ページの運営主体別のメリット・デメリットということで、ここに書いてあるんですが、魚沼市の欄にばつが二つもあるわけですが、この運営面でばつがある、だけど実態を見ますと柔軟性のある運営とか企画専門人材の確保とかという部分で、地域とのつながりという分を含めて、この辺にばつがつく、三角がつくというのが、今の文化会館の実績からすれば非常に疑問なんです。そういうこともありましてですね、これが逆に民営化されたときに、こうなって出てくるのではないかという心配が、今と比べるとしますので、その辺も含めて今の現状とこれからの見通しを含めて十分民間についての方向が出されたのか聞かせてください。

星市民課長　11ページの運営主体別のメリット・デメリットは、魚沼市のところは別としまして、ほかの部分については一般的に言えることでございます。例えば高野委員がご指摘の企画専門人材の確保、この部分でございますが、文化会館が直営であった場合に、現在、文化振興室の市の職員がこれにあたっておりますけれども、当然、市の職員は人事異動等がございます。それでプロパーで専門で続けるという形がいつまでも取れるわけではございませんし、今現在、市の方では定員適正化計画等で人員削減も行われています。現在、それを補うために非常勤職員が任にあっている部分がありますけれども、非常勤職員の雇用契約は1年でございます。希望すれば継続できるということですがけれども、非常に低賃金で身分も不安定であるというようなことを捉えましても、この部分、財団法人できちんとした形で職員を雇用した方がメリットがあるということでございます。ほかの部分も同様でございます、委員ご指摘の懸念される部分、一番リスクの少ないのは財団法人ではないかというふうに考えています。

高野委員　運営の関係については、今、言いましたように非常勤職員も含めてやっていて今の運営になっていると思っています。そういうことで経費の節減の関係について言えば、行政も民間もそう違いはないと思いますけれども、その辺は行政が運営してもそう大きなメリットなりデメリットなりにはならないというふうに思います。経費の関係についても、今の小出郷文化会館については評価をされているというふうに思います。評価をされているからこそ、国の方からも大きな経費が来ているというふうに考えておりますので、そういうことを考えたときに、民間になってそういうのが逆に国から評価をされるのかということ考えた方が、財政の面からすればメリット、デメリットが出てくるのかなという感じはしますので、その辺も考えて今の段階で民間に移すというのは非常に疑問があります。

星市民課長　民間に移した場合に評価がされるかどうかという部分に関しまして、県内の類似の公共ホールでございますけれども、かなり多くの部分が財団法人ということで指定管理を受けております。新潟、長岡、南魚沼もそうですけれども、それらの館が評価をされて

いないかといえば、例えば新潟市のりゅーとぴあ等は、評価の高いものでございます。そういった評価がされるような財団を市民が主体となつてつくっていただき、その運営をおまかせするという考えであります。当然、財団の設立、運営につきまして市の方も支援をしていくという考えを持っています。

下村委員 行政のスリム化ということで、民間委託が出てくるんですけど、運営経費としては市の持ち出しは変わらず、人件費の部分だけが変わるような感じがするんですがその辺はどうなんですか。

星市民課長 指定管理を希望する団体の方がどれだけの運営経費を希望するかということで変わってくるかと思いますが基本的には今の指定管理に係る部分の経費は変わらないと思います。ただ、民間の考え方の中で削減される部分があればそれはよろしいことだと思いますし、人件費につきましては先ほど申し上げましたように必要な人件費、手当が必要なのかなと思います。ただその中で、現在、文化振興室職員がいる人数分、また新たな財団でその人数でやれるのかどうなのかという検討は必要ですけども、経費的な部分については、指定管理に出すメリットを考慮した中ではある程度削減が可能になってくるのではないかと考えています。

下村委員 自分の地元あたりでは特にそうですが、なんでいつまでも小出郷文化会館なのか、魚沼市文化会館ではなくて、小出郷文化会館で続けていくということなんですか。一体化した観光とかそういった面ではマイナスになっているような気がします。

星市民課長 文化会館の名称につきましては、確か一昨年くらいだったと思いますが、文化会館の企画運営委員会という組織で検討した中で、小出郷はなじみがあるので残そうという話になっていたかと思いますが。ただ、今後、指定管理に出す場合につきましては、あらゆる可能性を考え、例えばネーミングライツ等を視野に入れた中で、下村委員がおっしゃるようないつまでも小出郷でいいのか、今現在、魚沼市小出郷文化会館となっておりますので、もっと新しい名前があるのか併せて検討しなければならないと考えております。

星委員長 ほかにありませんか。(なし) これで質疑を終わります。本件については、本日は以上とし、引き続き調査していくこととします。しばらく休憩といたします。

休 憩 (11:04)

再 開 (11:14)

星委員長 休憩を解き会議を再開します。

(9) 閉会中の所管事務等の調査について

星委員長 日程第9、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出したいと思っております。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申出を行うことに決定しました。

(10) その他

・第二次魚沼市総合計画（仮称）策定方針（案）について

星委員長 日程第10、その他を議題とします。まず、第二次魚沼市総合計画（仮称）策定方針（案）について資料の提出がありますので、この説明を求めます。

酒井企画政策課長 （資料「第二次魚沼市総合計画（仮称）策定方針（案）」により説明）

星委員長 ただ今の説明等について、質疑はありませんか。

下村委員 市の何とか委員会というのは、金太郎飴と同じでメンバーが同じにならないように気をつけてもらいたいということと、審議会では子供たちの意見をほとんど聴いたことがないわけですが、例えば小学生高学年から市の夢を語るということをだいぶやっている自治体もありますので、自分みたいなのは将来を考えても過去のことしかできない年になってしまいましたし、これから20年後、30年後を考えると、総合計画の中で生徒たちの作文を募集するとか、そういうことも取り入れていく施策が出てくると思うので、その辺いかがでしょうか。

酒井企画政策課長 この前は、18才以上ということで市民アンケートを行いました。小中学生についてはやっておりませんので、これからの検討課題ということで、内部の方で話をさせてもらって、できるものはやらせていただきたいと思います。

星委員長 しばらく休憩といたします。

休 憩（11：28）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（11：32）

星委員長 休憩を解き会議を再開します。ほかに皆さんから質疑ありませんか。（なし）これで質疑を終わります。本件については引き続き調査をすることとし、本日は以上といたします。このほか執行部から報告事項等はありませんか。（ありません）委員の皆さんからご意見、協議等はありませんか。（なし）これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）本日の総務委員会ではこれで閉会といたします。

閉 会（11：33）